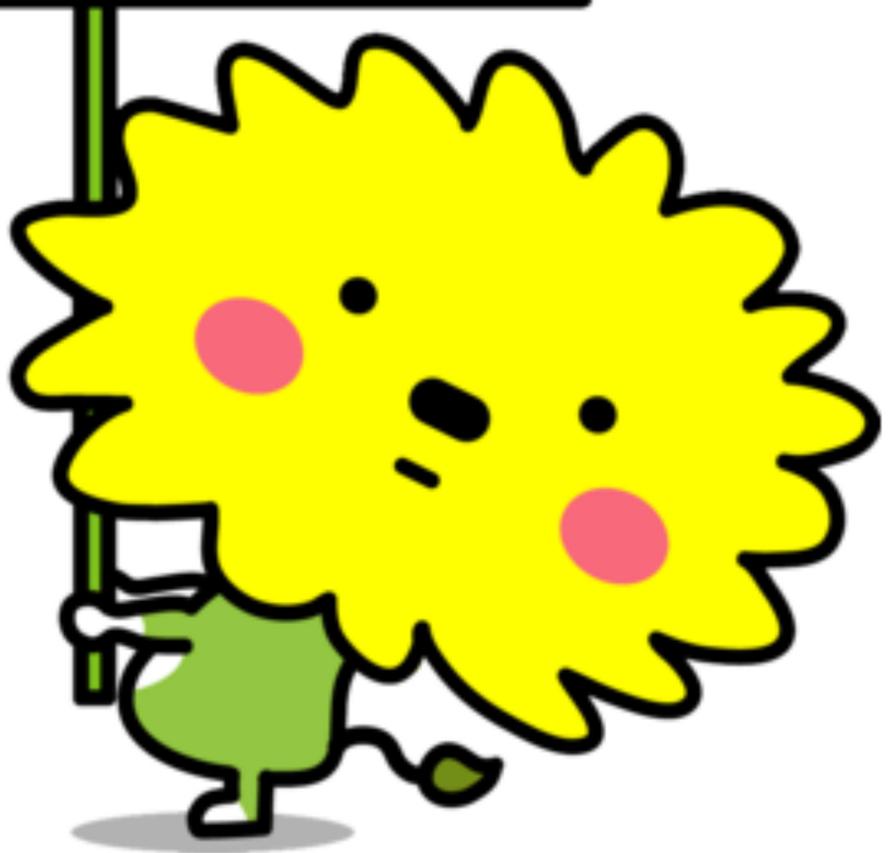


**阿 南 市**

**通 学 路 安 全 プ ロ グ ラ ム**

〈 改 訂 版 〉

～通学路の安全確保に関する取組の方針～



平成28年3月  
〈平成30年11月一部改訂〉

**阿南市通学路安全推進協議会**

## 1 プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童が死傷する事故が相次いで発生したことを受け、同年5月に文部科学省・国土交通省・警察庁の3省庁連名で、通学路の緊急合同点検の実施及び安全な通学路の確保に向けた取組を行うように通達がありました。

このことから阿南市では、各小学校の通学路における危険箇所について、教育委員会、警察、道路管理者などが連携して緊急合同点検を行い、必要な対策を実施してきました。

さらに、通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組を推進するために、平成25年12月に上記3省庁から各自治体に対し、推進体制の構築や合同点検の継続的な実施の基本的方針を策定すること等が示されました。

そのことを受け、本市においても、関係機関による通学路交通安全推進体制として「阿南市通学路安全推進協議会」を組織し、「阿南市通学路交通安全プログラム」を策定することといたしました。

加えて、平成30年11月より、登下校時における犯罪による被害や自然災害による被害から児童生徒を守るため、「阿南市通学路安全推進協議会」の組織構成を拡大いたしました。従来の交通安全の視点だけではなく、防犯・防災の視点を加えた合同点検を実施することで、通学路のより一層の安全確保を図ります。については、本プログラムを「阿南市通学路安全プログラム」と改め、内容についても一部改訂を行いました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、計画的かつ継続的に通学路の交通安全・防犯・防災対策を実施し、児童生徒が安心して通学できるよう安全確保に努めていきます。

## 2 通学路安全推進協議会の設置

関係機関の連携を図り、本プログラム具現化のため、次を構成機関及び構成委員とする「阿南市通学路安全推進協議会」を設置しました。

### 〔阿南市通学路安全協議会の構成〕

#### 【国の機関】

国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所日和佐国道出張所

#### 【県の機関】

徳島県南部総合県民局県土整備部〈阿南〉

#### 【警察】

阿南警察署 交通課，生活安全課，地域課

#### 【市の機関】

建設部土木課，建設部維持管理課，市民部定住促進課  
危機管理部危機管理課，建設部公園緑地課，産業部農地整備課

#### 【学校】

阿南市小学校校長会

#### 【PTA】

阿南市PTA連合会

#### 【市教育委員会】

阿南市青少年健全育成センター，教育部学校教育課（事務局）

\* 通学路について

各学校が通学路を設定するに当たっては、保護者の意向を踏まえつつ、歩車道の分離や交通規制の有無、車や自転車の通行量などを考慮し、より安全な道路を通学路として設定しています。

\* 合同点検について

学校から提出された報告に基づき、市教育委員会・学校、保護者、警察、道路管理者等が合同で通学路の要対応箇所を点検し、より実効性の高い対応案などを検討するものです。

### 3 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、合同点検を実施し、対策実施後の効果を検証するとともに、地域の実情に見合う必要な対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして実践し、本市通学路の安全性向上を図っていきます。

〔阿南市通学路安全確保のPDCAサイクル概要〕



(2) 定期的な合同点検の実施及び対策の検討 (P l a n)

市内の小学校を数グループに分け、3年に1回重点的に合同点検を実施します。また、合同点検実施校以外の学校から点検の要望が出された場合は、関係機関と協議の上、必要に応じて合同点検を実施します。

合同点検の結果などから明らかになった対策必要箇所について、歩道及び道路の整備や防護柵設置のようなハード対策、交通安全教育の工夫や合同点検等についての情報発信のようなソフト対策など、対策を必要とする内容に応じて、関係機関により具体的な実施対応策を検討します。

(3) 対策の実施 (D o)

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。また、緊急性や危険性の高いものから実施されるよう、関係機関において調整を図ります。

(4) 対策効果の検証 (C h e c k)

合同点検結果に基づく対策実施後の状況などについて、実際に期待した効果が上がっているのか、また、児童生徒が安全に通学できているのかを確認するため、対策を実施した各学校関係者への聞き取り調査を実施するなど、対策効果を検証します。

(5) 対策の改善・充実 (A c t i o n)

対策実施後も、合同点検や対策効果の検証を踏まえて、対策内容の改善を図り、より効果的な対策の充実に努めます。

## 4 対策内容等の公表

点検結果や対策内容については、関係機関で共有するために学校ごとの「点検・対策一覧表」及び「点検・対策箇所図」を作成し、本プログラムとともに公表します。